

音声記録（抜粋 3）の反訳

録音日：2023(R5)0707

反訳者：野村一也（請求人）

[野村]

土地賃貸借契約見直しの要望に対する見解、これ誰が言ってる言葉なんですか？

[坂野]

それは・・・

[野村]

誰が作った文書ですか？

これか。これね。これじゃないな。これは誰が作った文書か、というのは、聞く必要があるんですよ。それ、調べてもらいながら、今の話の中ではね・・・

分かります？誰が書いて・・・

[坂野]

分かりません。

[野村]

どうやって、後から、意思決定をした経緯を、検証できるんですか？誰が作ったか分からない文章を抛りどころとして、意思決定していいんですか。

[坂野]

後で確認します。

[野村]

じゃ連絡ください。

[坂野]

はい。

[野村]

さっきの話に戻って、あなたは何もこの人の言ってることに対して、疑問さえ持たなかった、と言ってるけれども、あなた方が、副町長が、これを引き継いだ当初、

総務課長のときかな。

平成16年の段階で、山内さんは総務課長で、そのときにいろんなことを便宜を図ってるよ。記録上も「総務課長がやってくれた」ということが残ってるから。黒幕は、山内さんなんだよ。

[坂野]

黒幕って、言っているんですか？

[野村]

わざと使ってますよ。記録が残ってる。「山内さんがやってくれた」と。この記録の中に、当時の総務課長が、平成15年当時の総務課長が、店舗での賃貸だったのに、住宅で使えるように便宜を図ってくれた、という記録が、明確に残ってるんですよ。

この一連のところで、黒幕は、もっと裏の黒幕がいるかもしれませんよ。でも、少なくとも、証拠上、記録に残ってる証拠から示されてる黒幕は、山内さんですよ。でね、山内さんがその当時、弁護士に、打診して、こういう契約をしようと思ってるということを、あなたからもらった記録の中にいくつかある。平成15年当時にね。

その中に、弁護士からの回答も、添えられてる。それを踏まえた上で、山内さんは意思決定してるよ。当然、町長・副町長のハンコもあるけど、起案者は山内さんだよ。その中に、その意思決定をする直前の段階に弁護士から書いてもらった、抛りどころとしようと思った文書の中に、「憶測ではあるが」というと、前置きで、ちょっと証拠はぱっと出てこないけどね、記録はある。

その記録に基づいて、僕の記憶で話をすれば、その弁護士が言うには、記録を読む限り、「この建物の、譲渡人は、前の所有者が『取り壊せ』と言われると、費用がかかってしまうから、『タダでくれれば、俺が引き継いでやる』と言って、タダで譲り受けたんではなかろうか」ということを、「憶測かもしれないが」と僕と全く同じことを書き添えてるよ。

[坂野]

誰がですか。

[野村]

弁護士が。山内さんがその当時、相談した弁護士が、記録として書いてあるよ。

でも、あなたは全く考えなかったんですよね。ここまで、長期間にわたって担当として、直接、話をしていながら。様々な便宜を、どんどん賃料を下げて、住宅でもいいよ、登記してもいいよと、公園の看板も下げて、ほとんど私物化してる状態を、黙認して。あなたは、全く問題視しなかったわけですよね？黒幕に言われるわけでもなく、自分の裁量で、判断して。そうですね？

[坂野]

そうですね。

[野村]

分かりました。駐車場は、明らかにおかしい。いつ言う？

[坂野]

すぐに。

[野村]

お願いします。これも調べてください。でね、この中で、管財に聞こうと思ってたのが・・・ちょっと順番通りいきましょうか。これが誰のものか分からなかったら、お話にならないよ。これで議論しても。

[坂野]

そんなことないじゃないですか？

[野村]

なんで？

[坂野]

中身の話ですよ

[野村]

違う。誰がいつ言ったのかってというのは、いの一番じゃないんですか？誰が言ったかもわからないものが、抛りどころにしていいいんですか？

[坂野]

いや、それは後で調べますけど、今の話・・・

[野村]

困る。これを例えば副町長が書いたとしたら、自分でちょっと自分で都合のいいことしか書きませんよ。それを抛りどころにしちゃまずいでしょう？誰が書いた文章ってというのは、ものすごく大事なことですよ。何言ってんですか、あなたは。

[坂野]

（鼻で笑いながら）大事なのは分かりますよ。

[野村]

鼻で笑うのやめてもらえませんか？

[坂野]

いや、その誰に書いたかによって・・・

[野村]

誰が書いた文章なのかってというのは、ものすごく大事なことじゃないんですか？

[坂野]

いま聞くことが変わるんですか

[野村]

変わるさ。何の裏付けもない文章を「ああじゃない」「こうじゃない」ってことは、無駄な作業だよ。

[野村]

誰が書いたかも分からない文書、出所が明らかじゃない文書、誰が出处が明らかじゃない文書を採用するよ？誰がネット上の匿名の情報を、事実だとして、採用するよ？

[坂野]

それは後から調べますから。調べればわかると思います。

[野村]

だから、それがはっきりしなければ、今これを議論することに意味がない。

[坂野]

じゃあ止めましょうか？

[野村]

いや、意味はないけども、せっかく時間もらってるんで、続けます。その上で、

[坂野]

いやいいですよ。止めましょう。

[野村]

いや、せっかくだから続けるよ。あなたは、出所が誰であっても関係ないっていう認識でいる、ということだけ、記録に残したら、それで十分だよ。

[坂野]

そうですか。

[野村]

あなたはそんな程度のことで、文書も、情報の、正当性を、正当化してしまう人だとわかったから。それで十分だよ。

[坂野]

いや、聞きたいことがあるんだったら、いま聞いてくださいってこと言ったんですよ。

[野村]

僕、あなたはどの程度、自分に責任を持って、受け答えができるかどうか、僕は試してんだよ。証拠とってるんだよ、あなたに対して。

[坂野]

私だってとってますよ。こっちは

[野村]

いいよ。勝手に使えばいいよ。

[坂野]

使いますよ。言われなくても。

[野村]

言ってる通りに、出所っていうのは、とても大事なもののなんだよ。

[坂野]

さっき聞きましたよ、それは。もういいですよ。聞きたいことを聞いてください。

[野村]

この中にある「転貸の是非について」。あたかも、町がやったことが問題ないかのよう

に書いてある。誰が書いた文書が全く分かりませんけどね。
ただ、あなた方が誰が書いたか分かんない文書の中で、線をして、「これが大事な
ところですよ」と言ってるところは、「蘭越町から誰々が借り受ける借地、賃借地上
にある誰々氏の所有の建物を第三者に転貸することは契約条項違反となり得るか」
これ質問のところか。これに対して、アンサー、誰のアンサーなのか分かんないけ
ど、原則としてと書いてあるところの前提が、借地借家法なんです。

借地借家法っていうのは、住居なんです。店舗は保護されないんです。適用されな
いんです。この建物は、元々、住宅じゃないんです。公益を目的として、物産品を
販売するための建物だったんです。それを、あなた方が、副町長が、貸したとき
に、何で建築事務所に公益性があるのかどうかわかんないけど、何となく公益にな
りそうなのが添えてあって、それを大義として、「いいですよ」ってことにしち
ゃったんです。

でも、そのときに、どさくさに紛れて、住宅になるように改造してるんですよ。こ
の人が。新しい建物所有者が。その後、「人が住んでる」とクレームがあって、町
に対してクレームが何回かあって、それに対して、町が対応した記録が残ってる。

「住宅じゃないんですよ」と、「困りますよね」と。

「困りますよね」と。

住宅じゃないという前提で、処理をしてる。やり取りの過程で「住宅として使えないか？」と打診があって、なぜかあなた方は住宅としてOKということを了解してる。ただ、それも住宅じゃなくて、当然、店舗兼住宅ですよ。主たるものは、店舗ですよ。

つまり住宅っていうのは公益を持ち得ないから。公営住宅だったら別ですよ。店舗としてじゃないと公益を持ち得ないから。それはどっちかという主たるものが、店舗ですよ。商業施設ですよ。何で借地借家法の適用があるんですか？

[坂野]

確認します。

[野村]

次